

社会保 障 法 判 例

橋 爪 幸 代

県から委託を受けた民間養護施設において児童が負った傷害につき、養育監護行為が公権力の行使であることを認めた上で、県の国家賠償責任を認めた事例(暁学園事件)

名古屋地方裁判所平成16年11月12日判決(平成12年(ワ)第4566号,平成13年(ワ)第2484号)『賃金と社会保障』1387号42頁

I 事実の概要

X(原告)は、両親に養育されていたが、母親が病氣療養のため、Xの養育が困難になった。そこで、1992年1月10日、児童福祉法27条1項3号により、Y1(愛知県、被告)はY2(社会福祉法人積善会、被告)が運営する養護施設(現児童養護施設)である暁学園に入所措置を採った。1998年1月11日、Xは当該施設に入所していたその他の児童から集団で暴行を受け、傷害を負った。

そこでXは、当該施設の施設長や職員が監督義務、安全配慮義務を怠ったため、本件事故が発生したとして、Y1に対して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した。また、Y2に対しても、民法715条の使用者責任に基づき、又はY1の国家賠償法1条1項に基づく損害賠償債務を引き受けたとして、損害賠償を請求した。

II 判 旨

1

(1)「養護施設の長及び職員らは、上記のとおり養護施設の設置目的と、そのために付与された広汎な権限の内容に鑑み、児童の日常の養育監護を通じて基本的な生活習慣や健全な社会性を養わせ、もとより粗暴な行為に及ぶことなどがないよう、日ごろから適切な指導を行い、施設内で暴力事件等が発生することが予見される場合には、児童らの動静に気を配り、そのような事態の発生を未然に防止し、又は、早期に発見して結果の拡大を防止するように監督すべき注意義務を負っているものと解される。」

(2)「諸事情に照らしてみると、同被告の上記の主張を考慮に入れても、なお被告職員の上記注意義務違反を否定することは困難というべきである。」

2

(1)「暁学園は社会福祉法人である被告積善

会が運営する民営の養護施設であり、同施設の長及び職員は組織法上の公務員ではない。

もっとも、国家賠償法1条1項という公務員とは、組織法上の公務員に限らず、実質的に国又は公共団体のために公権力の行使たる公務の執行に携わる者を広く指すものと解すべきである。』

(2)「養育監護行為の目的の公共性に加え、前記のとおり、児童が養護施設に委託された後においても、なお国及び地方公共団体は入所児童に対する養育監護の責任を負っていることに変わりはないと解されること、養護施設の長には養育監護行為の性質に鑑みて上記のとおり入所児童に対する親権又はこれに準じる特別な権限が与えられ、また入所措置の委託を受諾する法的義務を課されていることなどからすれば、被告愛知県から委託されて行う暁学園における養育監護行為は、公共的性質の高度な行為というべきであって(前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告積善会やそれと同様な社会福祉法人の運営する養護施設は、その運営資金のほとんどを、地方公共団体から支給される措置費等によって賄っている実態にあると認められ、このことも、上記児童の養育監護行為が高度に公共的な性質を帯有するものであることを示すものというべきである。)、純然たる私経済作用ではないから、それは国家賠償法1条1項という公権力の行使に当たるものと認められる。」

(3)「被告愛知県から委託された暁学園の施設長の行う養育監護行為は国家賠償法上の公権力の行使に該当すると解されるのであるから、施設長は、国家賠償法1条1項の公務員に該当する。また、実際の養育監護行為は、施設長だけでなく、施設の職員らによっても実施されるものとして被告愛知県から委託が行われるものであるから、暁学園の職員も同項の公務員に当たるというべきである。」

3

「当該公務員個人は、個人として不法行為責任を負うものではないから、被告積善会は、民法715条の使用者責任を負わない。」

III 解 説

県の国家賠償責任を認めた点には賛成する。

1 はじめに

本判決は、児童福祉法上の児童福祉施設である養護施設(現児童養護施設)において、入所児の受けた損害について、県の国家賠償責任を認めたものである。当該施設は、社会福祉法人が運営する民営の養護施設であるため、当該施設の長及び職員は、組織法上の公務員ではない。しかし、本判決では、児童の養育監護行為は国家賠償法(以下、「国賠法」という。)上の「公権力の行使」に当たり、当該施設の職員は国賠法上の公務員に当たると判断した。

本判決は、民営の福祉施設における事故について、県の国家賠償責任を認めた点において大変興味深いものである。

2 公権力の行使

本件において問題となる養育監護行為が「公権力の行使」に当たるか否かが問題となる。そこで、まず「公権力の行使」に係る学説・裁判例の見解をまとめる。

(1) 「公権力の行使」に係る学説

公権力の行使の範囲について、通説は、権力的作用のほか非権力的作用をも含めて、私経済作用及び2条の公の营造物の設置・管理作用を除いたすべての作用を指すとする広義説を採っている。広義説の論拠としては、①現代の行政においては、伝統的な権力作用の性質を持たないものが増大しており、そのような行政活動の場における利益状況は私人相互の私経済的關係と異なるから、国家の公行政活動に起因する損害については非権力的作用によるものも含めて考えることに合理性があること、②民法715条1項但書には免責規定があるが、国賠法1条には免責規定がないから、国賠法1条の方が被害者救済に資すること、③権力的作用に属するのか非権力的作用に属するのかの困難な選別を被害者に強いるのは妥当ではないこと、

などが述べられている(雄川1986, pp. 343-344, 古崎1971, pp. 101-102)。

広義説のほか、国・公共団体の優越的な意思の発動として行われる権力的作用に限定する狭義説や私経済作用も含めて国・公共団体の一切の作用を含むとする最広義説があるが、具体的にどのような行為が「公権力の行使」に当たるかという判断は、説によって必ずしも明確に分かれるわけではない。

公権力の行使に当たるか否かの判断について、遠藤博也は、いかに公共性の高いものではあっても、自己のために、自らの営業や職業を営む行為は公権力の行使に当たらないとしている(遠藤1981, p. 151)。渡辺剛男は、「私人に委託された事務が、それ自体において国民に対し強制的な契機を含むか否か、右私人がもつばら公の目的のために右事務を行うのか、それとも自己の営業・職務の一環としてもつばらそのために行うのか、更には、国又は公共団体の指揮監督下に行われるのか、それとも当該私人が独立して自己の判断に基づいて行うのかなどを総合して、私人に委託された事務それ自体の公権力行使性を判断」としている(渡辺1983, p. 70)。また、須藤典明は、権力的要素の強弱を示し、権力的要素について「国家意思を強制的に実現できる合法的な手段が準備されていることにありと考えられるから、直接・間接にそのような強制手段を背景としてなされた行為やこれに密接に関連した行為であるか否かによって国家賠償法の適用の有無が画される」としている(須藤1987, p. 71)。

(2) 「公権力の行使」に係る裁判例

① 教育活動

公立学校における教育活動に関しては、「公権力の行使」に当たるとするものと当たらないとするものがあるが、最判昭和62年2月6日・判時1232号100頁は、「国家賠償法1条1項にいう『公権力の行使』には、公立学校における教師の教育活動も含まれるものと解するのが相当である」としている。また、「公権力の行使」に当たると解する場合においても、二つの異なった立場が示されている。教育活動について、教師が公権

力ないし公権力に似た力をもって生徒を支配しているとする裁判例¹⁾と、教育活動は、私経済作用に当たらないため、公権力の行使に当たるとする裁判例²⁾とである。しかし、最近の裁判例のほとんどが教育活動を非権力的作用としながら、公権力の行使に含まれると判断している。

このように、教育活動については、私経済作用に当たらないことを理由として、「公権力の行使」に当たると解されている。

② 私経済作用

「私経済作用」に当たるとされた裁判例としては、日本専売公社のたばこの製造・販売は、「その実質において私人のなす事業と異なることなく、その法律上の性質に差異がない」とされたもの³⁾、郵便事業は、「事業内容自体私人の行う行為と特に異なるところがなく、私的事業に類似する非権力的なものであって、もとより国の権力の行使を本質とするものではない」とされたもの⁴⁾等がある。これらは私人の行為と同等であることをもって、当該行為が私経済作用であると解している。

③ 医療行為

しかし、行為自体が私経済作用であっても、「公権力の行使」とみなされる場合がある。私経済作用とされている「医療行為」⁵⁾については、拘留所で行われる医療行為(大阪地判昭和48年9月19日・下民集24巻9~12号650頁)や、措置入院患者に対する治療行為(静岡地判昭和57年3月30日・判時1049号91頁)は、「公権力の行使」に当たるとされている。

このように、医療行為そのものは「公権力の行使」に当たらないとされながらも、一定の状況下に置かれた場合には、「公権力の行使」になりうる。その一定の状況下とは、「拘束された状況」や「本人の意思に反して行われる状況」をいい、その状況を公的機関が作り出している限りにおいて、「公権力の行使」に当たると考えられる。

④ 福祉施設

精神薄弱者収容施設の管理業務(広島地福山支判昭和54年6月22日・判時947号101頁、春日寮事件)は、「公権力の行使」に当たるとしたが、

私立保育所における保育（浦和地裁熊谷地判平成2年10月29日・判時1398号94頁，ハルム保育園事件）は、「一定の資格を有する保母もしくは保育所であれば誰でも提供できる役務を内容としており，これを担当する保母もしくは保育所が特別の権限を与えられたり義務を課せられたりする等によってその行為が全体として公権力行使作用の中に組み込まれることもない」として，公権力の行使には当たらないと判断された。

3 公 務 員

次に，国家賠償を請求するためには，公権力の行使を行うのが「公務員」である必要がある。そこで，「公務員」に係る学説・裁判例の見解をまとめる。

（1）「公務員」に係る学説

国家賠償を請求するためには，その行為が「公務員」によるものである必要がある。通説・判例は，「公務員とは，前述の意味での「公権力の行使」を委託されたすべての者をいう。公務員という身分を必要としない。公務員概念は，身分上の概念ではなく，機能上の概念である」としている（西埜1997，p.45）。

（2）「公務員」に係る裁判例

裁判例も，市の精神薄弱者収容施設の管理業務を委託された社会福祉法人の職員（広島地福山支判昭和54年6月22日・判時947号101頁），弁護士会の懲戒委員（東京地判昭和55年6月18日・下民集31巻5～8号428頁），補導委託における受託者（浦和地判平成8年2月21日・判タ919号94頁），特殊法人たる地方競馬全国協会の職員（金沢地判昭和50年12月12日・判時823号90頁）等に，公務員性を認めているが，いずれも「公権力の行使」に当たる行為を職務としていたことを理由としている。一方，公務員性が認められなかった事例においては，その職務が「公権力の行使」に当たらないことを理由としている。

4 私 見

（1） 県 の 責 任 について

では，本事例における養育監護行為は「公権力

の行使」に当たるのか，さらに養育監護行為を行っていた者は「公務員」に当たるのかを検討する。本判決では，①目的の公共性，②委託後も国及び地方公共団体が養育監護の責任を負っていること，③養護施設の長に親権又はこれに準じる特別な権限が与えられていること，④養護施設の長は，委託を受諾する法的義務を課せられていることを挙げ，公共的性質の高度な行為であるから，純然たる私経済作用ではなく，「公権力の行使」に当たるとしている。本判決では，「公権力の行使」について広義説を採った上で，当該行為が私経済作用であることを否定することで，「公権力の行使」であることを認めている。

本事例を検討するに当たっては，特に2（2）④で述べたその他の福祉施設における損害賠償請求事件が参考になろう。春日寮事件とハルム保育園事件とでは，公権力性や公務員性の判断に違いがみられる。春日寮事件では，福山市の行う社会福祉事業は，私経済作用には属せず公権力の行使に該当し，福山市から「精神薄弱者の生活指導，職業授産」の委任を受けた社会福祉法人の被用者として，現実に業務の執行に携わる職員は公務員であるとしている。ただし，春日寮事件では，福山市が福祉事業の一環として設置した施設であり，管理業務が社会福祉法人に委託されていることを留意する必要がある。そのため，原告らは，福山市と社会福祉法人とは，より緊密な関係にあり，使用者と被用者の関係にあると主張している。そのような事情が判決にどの程度影響を及ぼしているかは明らかではない。

これに対し，ハルム保育園事件では，「児童の保育」は，その業務に当たる職員や保育所が特別の権限を与えられたり義務を課せられたりするわけではないため，公権力の行使たる性質を有するものではないとしている。両裁判例を比較すると，まず公権力性の判断において差異がある。春日寮事件は，公権力の行使の範囲を広くとらえ，私経済作用ではないことを基準としている。これに対し，ハルム保育園事件は，特別の権限や義務がないことを示した上で，私立保育園の保母の業務それ自体は公権力の行使に当たらないとしている。

しかし、ハルム保育園事件では、保育が私経済作用に当たるとされたのか、それとも公権力の行使をより狭くとらえた上で、権力性が認められないことを理由に公権力の行使に当たるとを否定したのかは明らかではない。また、判決では「私立保育園」における業務であることが示されているが、私立の保育所であることが判断にどのような影響を及ぼしているのかも明らかではない。この点について、交告尚史は、「公立保育所での事故ならば国賠法一条の責任が認められるという前提に立つと、本件では、業務の主体が市町村から独立した私立保育園であるという認識が裁判官の思考を強く支配したと理解せざるをえない」と指摘している(交告 1995, p. 82)。つまり、同様の行為であっても、公立の施設と私立の施設とでは公権力の行使を判断する際に差があり、私立の施設においては、当該行為により強い権力性を必要とする可能性を示している。この点において、堀勝洋は、「委託された業務はケアという事実行為であり、これは優越的な意思の発動たる公権力ではないので私立保育所(及びその保母)の過失について当然には市町村に損害賠償責任が生じない。市町村にその責任が生ずるのは、市町村長が当該私立保育所の業務につき自らの公務員と考えられるほど具体的な指揮監督を行っている場合に限られる」とした(堀 1993, p. 190)。これは、優越的な意思の発動たる公権力と、そうではない行為とを分けた上で、優越的な意思の発動たる公権力ではない場合には、具体的な指揮監督が必要であるとしているものと思われる。

これに対して、田村和之や菊池馨実は、通説的見解と結びつけた上で、保育という公務を委託されている者は公務員に当たるとして、国賠責任を認めている。さらに、私立保育所は損害填補能力が低いことや保育サービスが市町村の責任と負担で行われることを根拠として、公立か私立を問わず同じ取扱いがなされるべきとしている(田村 1992, 菊池 1994)。

これらを踏まえた上で、まず「公権力の行使」に当たるか否かについて、養護施設における養育監護行為の性質を検討する。国家賠償制度の機能

は、被害者の損害を填補する機能とともに、被害者が国賠請求手続を通じて違法な公権力の行使を問責することにより、国家作用に瑕疵のないよう監視する機能を有するとの見解がある(西埜 1997, p. 12)。監視機能をも重視する点からも、「公権力の行使」の範囲としては、優越的な意思の発動たる公権力に限らず、行政が私人相互の関係と異なる関係に立ち行った活動を含めるべきと考えられよう。本事例における養育監護という行為は、それ自体が優越的な意思の発動たる公権力とはいえない。しかし、児童の育成に対して責任を負う県は、その責任において当該児童に対し施設入所措置を採り、養護施設の長に養育監護を委託したのであるから、適切な養育監護を確保する必要がある。また、この責任は委託後も継続するものと考えられる(社福法 61 条 1 項 1 号)。さらに、県から委託を受けた養護施設の長は、児福法 47 条に基づき、監護、教育及び懲戒に関する権限を有している。これらのことから、単に養育を受ける契約を交わすような場合とは異なり、行政独自の権限に基づいて養護施設での措置が開始されており、その措置によって養護施設の長は、当該児童の福祉のため必要な措置をとる権限を与えられる。そのため、当該児童やその親権者も施設への入所措置に際し、適切な養育監護を受けられることについて、県を信頼していたものと考えられ、私人相互の関係とは異なり、行政が責任を負うべき状況があると考えられる。したがって、本事例における養育監護行為も公権力の行使に当たると考えられる。

このように公権力の行使と認められる活動を委託された者は、公務員に当たると考えられ、養育監護行為が公立の施設で行われようと私立の施設で行われようと、公権力の行使と認められることに差異はないと考えられる。もし、活動自体が公権力の行使でないのであれば、公立の施設であっても国家賠償ではなく、民法上の損害賠償で解決されるべきである。前述したように、堀勝洋は、優越的な意思の発動たる公権力の行使ではない場合には、国又は公共団体が受託者に対して公務員といえる程度の指揮監督をしている必要があると

している。これは、国又は公共団体が受託者の業務を指揮監督していない場合には、国又は公共団体と受託者との関係を、注文者と請負人との関係に当ると考え、注文者に不法行為責任が生じないように、国又は公共団体には賠償責任が生じないとする見解である。民法716条において、注文者がその責任を問われないのは、請負人が自主性・独立性を持っているからである。しかし、県と養護施設との関係は、民法上の注文者と請負人との関係とも異なる。まず、県は養護施設の長に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる(児福法30条の2)。したがって、愛知県は、措置後も必要があれば常に児童の保護に関わり、養護施設に対して権限を行使することができる。

また、都道府県知事は、最低基準が維持されているかを監督するために、児童福祉施設の長に必要な報告を求め、検査等を行うことができる(児福法46条)。さらに、行政庁(厚労大臣及び都道府県知事)は、調査の結果、設備又は運営が最低基準に達しないときは、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる(児福法46条3項)。また、都道府県知事は設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、事業の停止を命ずることができる(児福法46条4項)。これらのことから、県と養護施設との関係には、指揮監督関係までは認められないが、県の責任を否定するほど養護施設に自主性・独立性が認められるともいいがたいと思われる。

さらにいえば、県には当該行為について一定の責任が認められるのであるから、適切な処遇を行うために、養護施設と連携して指示や指導を行うべきである。したがって、実際に県の介入がなかったとしても、それは責任を免れる理由にはならない。よって、本事例において県は国家賠償責任を負うべきといえる。

(2) 社会福祉法人の責任

国家賠償請求が認められた場合においても、公

務員の個人責任は否定されるとするのが判例の立場である。本判決は、公務員個人が不法行為責任を負うものではないとする判例を理由として、社会福祉法人の使用責任を否定している。

しかし、4(1)で述べたように、県は一定の責任に基づき、国家賠償責任を負うべきであるが、それによって直ちに社会福祉法人が民法715条の使用責任を免れるとする判旨には反対である。公務員個人が責任を負わないからといって、その責任が消失するわけではない。社会福祉法人に責任があるのであれば、責任を県が負うからといって、当然にそれが社会福祉法人自身の責任を免除することになるであろうか。この点について、大曾根寛も「個人責任の問題と組織としての法人がその違法行為について民事的責任を負うかどうかは別の問題であり、判決には論理的に飛躍がある」としている(大曾根2005, p.39)。また、春日寮事件では、社会福祉法人と市の両方に責任を認め、各自賠償責任を負うとされている。ただし、春日寮事件においては、両者に責任を認めた理由や社会福祉法人と市との責任の関係が明らかではない。

社会福祉法人は、「①民間の社会福祉事業の経営については、その自主性や創意工夫が本来重視されるべきであること、②社会福祉事業というのは、個人の尊厳を保持し、公共の福祉を増進するという趣旨の下に経営されるべき公共性の高い事業であること」という観点から社会的な信用力を担保するために設立された法人である(社会福祉法令研究会2001, p.151)。このような社会福祉法人の性質を考慮すると、社会福祉法人にも、その公共性の高い事業を適切に行うべき責任があるといえる。したがって、県が責任を負うとしても、これによって直ちに日々直接、児童の養育監護の業務に関する指揮監督に当たっている社会福祉法人まで責任が問われないことにはならないであろう。

(3) 県と社会福祉法人の責任の関係

行政と私人双方に責任を認めたものとして、最高裁では流水汚染に関する事例があり(最判昭和43年4月23日・民集22巻4号964頁)、下級審

では薬害等に関するものが複数みられる⁶⁾。しかし、これらはいずれも本事例とは状況や行政と私人との関係性に差異がある。まず、最判昭和43年事件の場合、国営アルコール工場と複数の企業からの廃液放出による損害発生についての共同不法行為が認められた事例である。この事例の場合、まず国家賠償法2条が問題とされている点と、行政と私人とは、同等の立場で賠償責任を追及されている点とが異なる。また、薬害訴訟については、行政は行政監督上の規制権限不行使による責任を負うのに対し、私人は直接の加害者としての責任を負っており、責任の内容において差異がある。このような差異はあるものの、薬害訴訟からは本事例を検討する上でも、一定の示唆が得られる⁷⁾。これらを参考に、本事例を検討する。

薬害訴訟においては、国と企業とに共同不法行為を認める裁判例もみられるが、学説の多くは、両者の責任の差異から共同不法行為は認めない傾向にある。その上で、被害者に対しては両者が各々全責任を負う不真正連帯債務の関係に立ち、国と企業との関係では、国の内部的な負担部分をゼロにすべきとしている。これは、損害に対する直接的な責任は企業にあるとの見解に基づいている。しかし、本事例の場合、県は、一般的な児童育成の責任に基づいて、具体的に養護施設を監督し、児童の処遇についても、必要な指示をし、養護施設の長から報告を受ける。したがって、養育監護行為に対する県の責任は、薬害訴訟における国の責任よりも具体的なものであり、単に社会福祉法人の責任を補充するものではないと考えられる。また、薬害訴訟においては、直接の加害者とされる企業は、薬品の製造販売について国から義務付けられるものではないが、本事例において、養護施設の長は、県から委託を受けた場合に正当な理由がない限り拒むことはできない。これらのことから、県と養護施設とは、当該児童の養育監護行為に当たって相互に関与しており、当該職員につき、国家賠償責任を負う県と実際に当該職員を指揮監督していた社会福祉法人との間で、あたかも二重の使用関係が生じたかのような状況が生じているといえる。したがって、県と社会福祉法

人との間には、共同不法行為が認められ、両者は不真正連帯債務の関係にあり、賠償すべき損害全体について、連帯して賠償する義務を負う。

ところで、県と社会福祉法人との間の内部的な責任割合については、県及び社会福祉法人、利用者等との関係や、当該行為の態様、当該行為に関する関与や義務の程度等を基に個別の状況ごとに過失の程度が判断されるべきであろう。

IV おわりに

最後に、本判決の射程について検討する。本判決は、地方公共団体からの委託により実施される民営の養護施設における養育監護行為が「公権力の行使」に該当するとされた。これが、その他の民営の児童福祉施設、社会福祉施設における行為にまで及ぶか否かが問題となる。まず、本判決は、国及び地方公共団体に児童の育成責任があることを根拠として、国及び地方公共団体は、養育監護に関する責任を負うとしている。その上で、委託後も責任を負っているとする。さらに、養育監護行為が公共的性質の高度な行為であることの根拠として、目的の公共性や国及び地方公共団体の責任に加え、養護施設の長の特別な権限や受諾義務の存在を示している。特別な権限や受諾義務は、児童福祉施設の長が有するものであり、権限や義務の存在を根拠とするのであれば、その他の児童福祉施設にも及ぶものと考えられる。児童福祉施設の中では、従来から保育所について問題とされていた。保育所は、1997年の児福法改正により、「措置」から「保育の実施」に変わったが、「保育の実施」の委託に関しても受託義務は存在し、児童福祉施設の長の権限や義務も存在する。この点を考慮すると、保育所にも本判決の射程が及ぶように思える。しかし、本判決は特に養護施設の性質を強く意識しているとも読める。

その他の社会福祉施設については、措置によるものか支援費制度によるものかで分けられよう。まず、措置によるものについては、委託を受け受託義務を負っている点では、本判決と同様の状況にあることがいえるが、「親権又は監護・教育権、

懲戒権が与えられている」とはいえない。本判決において、特別な権限が与えられていることが、公共的性質の高度な行為の判断において、どの程度考慮されているかは明らかではないため、射程が及ぶかどうかも明らかではない。次に、支援費制度によるもの場合は、行政は支援費を支給するか否かの判断は行うが、行政の行うべきサービスを委託するという関係とは異なるため、サービス提供そのものに対する責任は、一般抽象的なものに留まるといえよう。したがって、本判決の射程は及ばないものと考えられる。

なお、平成17年9月29日に本判決の控訴審判決(賃社1407号56頁)が下された。控訴審判決は、原審と同様に養護施設における養育監護行為の公共的な性格を示した上で、「措置の実施等のために行うもので、国及び地方公共団体が負担する児童の育成責任を果たすことと密接不可分のもの」であり、「措置及び委託という枠組みの中の行為であると位置付けることができる」とし、県の国家賠償責任を認めた。さらに、国賠法1条1項は、「公務員個人の責任を排除したものにすぎず、それにより公務員個人の行為の違法性が消滅するものではないから、いわゆる組織法上の公務員ではないが、国賠法上の公務員に該当する者の使用者の不法行為責任まで排除するものとまではいえない」として、社会福祉法人に対する責任をも認めた。その上で、県と社会福祉法人とは不真正連帯債務の関係にあるとしている。

注

- 1) 宇都宮地判昭和38年1月12日・下民集14巻1号1頁, 広島地裁昭和42年8月30日・下民集18巻7=8号899頁。
- 2) 福岡地飯塚支判昭和34年10月9日・下民集10巻10号2121頁, 横浜地判昭和57年7月16日・判時1057号107頁。
- 3) 東京地判昭和55年10月30日・判タ433号

105頁。

- 4) 大阪地判昭和58年6月8日・判時1089号80頁。
- 5) 最判昭和36年2月16日・民集15巻2号244頁。
- 6) 薬害訴訟では、金沢地判昭和53年3月1日・判タ359号148頁, 東京地判昭和53年8月3日・判タ365号99頁, 福岡地判昭和53年11月14日・判タ376号58頁, 広島地判昭和54年2月22日・判時920号19頁等がある。そのほか、食品による被害、公害等が問題とされた事例もある。
- 7) 國井和郎「製造者・販売者と国」判タ393号24-35頁, 古崎慶長『国家賠償法の諸問題』(1991)72-103頁, 淡路剛久「公害に対する行政の損害賠償責任とその性質」『不法行為法の現代的課題と展開』(1995), 原田尚彦「薬害と国の責任」判時899号12-16頁参照。

参考文献

- 宇賀克也(1997)『国家補償法』, 有斐閣。
- 遠藤博也(1981)『国家補償法上巻』, 青林書院新社。
- 大曾根寛(2005)「児童養護施設における児童間の暴行・障害と損害賠償の責任主体」『賃金と社会保障』1387号, 28-41頁。
- 菊池馨実(1994)「私立保育園園児事故による市町村の損害賠償責任」『賃金と社会保障』1131号, 29-36頁。
- 交告尚史(1995)「国賠法一条の公務員」『神奈川法学』30巻2号, 75-100頁。
- 社会福祉法令研究会(2001)『社会福祉法の解説』, 中央法規。
- 須藤典明(1987)「公権力の行使に当る公務員」の意義『国家補償法大系2』, 日本評論社, 61-93頁。
- 田村和之(1992)『保育所行政の法律問題』, 頸草書房, 172-175頁。
- 堀 勝洋(1993)「私立保育所における事故について措置委託をした地方公共団体に損害賠償責任がないとされた事例(田中訴訟第1審判決)」『季刊社会保障研究』29巻2号, 186-193頁。
- 渡辺剛男(1983)「公権力の行使にあたる公務員の意義」『新・実務民事訴訟講座6』, 日本評論社, 53-76頁。
- (はしづめ・さちよ 上智大学法学研究科助手)